

1968年度第59回宜野湾市議会会議録(定例会)

\* 6月12日(第3日目) (午後2時一分開議)  
(午後3時58分散會)

\* 出席議員(17名)

1 番 伊 保 浩 安	2 番 天 久 盛 雄
3 番 石 川 真 大	4 番 波 名 喜 府 仁
5 番 宮 皇 敏 行	7 番 比 嘉 盛 榮
8 番 又 吉 正 弘	9 番 洞 原 憲 信
10番 稻 嶺 正 廣	11番 安 次 富 盛 信
12番 大 川 昇	13番 知 名 朝 司
14番 崎 間 正 篤	15番 仲 村 淳 仁
16番 武 島 行 男	17番 佐 志 真 弘
18番 比 嘉 謙 定	19番 宮 城 盛 昌
<del>20番 伊 佐 徳 次 郎</del>	<del>21番 仲 村 盛 光</del>
22番 古 波 巖 浩 次 郎	

\* 欠席議員(2名)

20番 伊 佐 徳 次 郎      21番 仲 村 盛 光

\* 議事説明員

市 長 島 鏡 全 一	助 役 沢 川 宏 一
収 入 役 奥 里 将 俊	総 務 課 長 沢 川 宏 一
住 民 課 長 棚 原 虚 真	厚 生 課 長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 仲 村 春 信	農 林 課 長 崎 間 敦 光
商 工 課 長 古 波 巖 信 三	都 計 課 長 知 花 義 世

総設課長 **新 答 善 信** ~~出納課長 平 良 幸 子~~  
 固定資産評価室長 武 島 正 孝  
 消防長 大 城 仁 幸 水道部長 仲 村 春 盛  
 営業課長 奥 里 将 弘 会計課長 多和田 真 一  
 工務課長 金 城 健 栄

※ 事務局出席者

局長 末 吉 健 男 庶務係長 照 屋 毅  
 理事係長 島 袋 真 由 書記 仲 村 春 夫  
 書記 比 嘉 定 治

※ 議 事 日 程 ( 第 3 号 )

1968年6月12日(水曜)

- 日程第1 議案第27号 公民館の設置及び管理に  
関する規則の一部改正について
- 日程第2 議案第36号 直野埜区教育委員会事務局  
設置規則の一部改正について
- 日程第3 議案第38号 直野埜区教育委員会職員並  
に雇傭員の給料及び労務諸手当に関する  
規則の一部改正について
- 日程第4 議案第34号 1967年度直野埜市土地区画整  
理事業費ニ地区特別会計未入出予算
- 日程第5 議案第30号 1967年度直野埜市公有水面埋立  
事業特別会計未入出予算
- 日程第6 議案第24号 直野埜市職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第25号 直野埜市報酬及び費用弁償  
条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第26号 直野埜市管住宅設置及び管理  
条例について

日程第9 議案第42号 宜野湾市職員定数条例  
9-都を改正可き条例に付て

日程第10 議案第43号 1968年度宜野湾市水道事業  
会計追加更正予算

議長

出席16名、欠席5名であります。第59回 宜野湾市議会定例会 第34日の会議をこれからはいじめたいと思います。  
(午後2時)

議長

暫く休憩いたします。(る:1)  
再開いたします。(る:3)

議長

日程の第1. 議案第37号、公民館の設置、及び管理に関する規則の一部改正についてを上程いたします。

議長

暫く休憩いたします。(る:4)  
再開いたします。(る:5)

議長

本案に対する理事者の趣旨説明をお願いしたいと思います。

教育長

お答えいたします。公民館の一部の規則の改正はやはり全公民館にあるおなじような

温点を与えたいと言うことで  
今ままで13館 それが結局  
20館と数が 公民館の数が  
多くなりますと、その公民館あ  
とで出来た公民館にもやはり  
同しような温点を与えろと言  
う意味において、公民館の数  
をふやしたいと言う事であり  
ます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(20:6)  
再開いたします。(20:9)

議長

本案につきましては、質疑の  
段階で一応、継続審議とい  
たしたいと思っておりますが、外に  
ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、こ  
れを決定をいたします。

議長

次は日程の第2、議案第36号  
宜野湾区教育委員会事務局設置  
規則の一部改正についてを  
上程いたします。

議長

暫く休憩いたします。(2=9)  
再開いたします。(2=10)

議長

本案に対する理事者の趣旨  
説明をお願いいたします。

会計係

只今の規則の改正につき  
ましては、説明のところにあ  
りますように、社会教師事  
人を削除するということ  
は社教師事は現在は、帰  
属は中部連合区になっており  
まして、教育委員内では記録  
してありませんので、これを  
教育委員会の事務局からは  
削除して、さきに今までの  
規則集には書記の3名と  
なっておりますのか、又名  
にあふためたいと、言うこと  
であります。これは現在の基

準によるとこの算定中か  
いたしましても、現在のところ  
は後とる、6名基準か不  
足でございます。これだけ  
でもなく、理由の中にもあり  
ますように事務の増大により  
まして、今回1名を書記  
1名を増員したというこ  
とで予算の中にもはっており  
まして、規則改正をいたした  
訳でございます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(20:12)  
再開いたします。(20:25)

議長

本案につきまして、質疑の  
段階で継続審議としておき  
たいと思っておりますが、外に  
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ないと認めます。よって  
本案は、質疑の段階で継続  
審議といたします。

議長

次は日程の第3、議案第38号  
宜野湾区教育委員会職員並かに  
雇用員の給~~料~~料及び旅費諸  
手当てに関する規則の一部  
改正についてを上程いたします。

議長

暫く休憩いたします。(25)

再開いたします。(26)

議長

本家に対する理事者の趣旨説  
明をお願いいたします。

会計係

従来の規則の様では今回  
市役所の職員並かに他の教  
育職員との均衡のために、  
給料上げるためには、従来  
の規則の様では、料がふ  
だしてしまいますので、その  
分の改正をしたいというこ  
とでござります。

議長

本家に対する質疑を許します。



議長

暫く休憩いたします。(3:38)  
再開いたします。(3:39)

議長

本案につきましては、一応質疑の段階で継続審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、これをいたします。それじゃ、当分の間、しばらく休憩をいたします。

議長

暫く休憩いたします。(3:38)  
再開いたします。(3:39)

議長

日程の変更をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

日程の4.5につきましては、日程6を4、日程8を5の順に取り上げてまいりますので

そのとおり日程をご了承ぬか  
いたいと思ひます。

議長

日程の第4、議案第37号、19  
69年度宜野湾市土地区画整理  
事業第2地区特別会計才入才  
出予算を上程いたします。  
本案につきましましては、理事者の  
趣旨説明をお願ひしたいと  
思ひます。

都計課長

第2地区の特別会計才入才  
出をご説明申し上げます。  
まず才入の才ですか、残品  
処分収入、これが5,500、-ドル  
これは第2地区の保留地  
処分金であります。これが大体  
約737坪予定しております。  
これは69年度分ですぬ。  
第1項の公営企業及び財  
産収入です。これは財産売り  
払い代金7,500、-ドルこ  
れ今第2地区に於いては、  
ブルトーザーを買い上げまし  
て、今ままでずっと使って  
おりましたけれども、今度、  
整地する場所もないし、道

路とこゝろだけですか、これまた、側溝もありますので、それが使えなくなります。それで今度、これを処分しようと思つておる訳です。それから3項の政府支出金です。これ政府補助金が38,000、一ドルとこれは今度の69年度の街路工事々本となつておられます。それから繰り入れ金です。これが38,067、一ドルこれは負担金でございます。政府の補助が38,000、一ドル、それに対する市の負担金か38,067、一ドルということになつておられます。繰越金これは前年度の処分がまた集つておりませんので、その費目存置で内訳してあります。

次は6の雑収入ですか。これが3ドル、預金利子が1、一ドルとなつておられます。これはフルの修繕の時にいろいろ廢品がでますので、そのスクラップ代ということになつておられます。過年度収入 これも費目存置しておきたいと思ひます。これは才入の方でござい

112  
ます。次は才出でございませう。  
第1款の区画整理費、これが  
又、938、一ドル、2項の職員  
費ですが。この1目の職員費  
これは、第2地区の場合  
特別会計ですか。区職員は  
又人います。技師1人、技手  
2人それに職員となっており  
ます。それに後で出てくるキ  
ンですが。臨時もはっており  
ますけど。ここには本職員だけ  
は入っております。これは又名  
の給料とそれと定期昇給  
とですね。それがここには入  
っております。それが、2項の  
旅費です。これが100、一ドルと  
いうことになります。又人の  
大体、今度は25回として  
100、一ドルということになって  
おります。それが、諸手当で  
職員手当で3000、一ドル  
それは時間外勤務手当で、  
これが大体2時間とみて、  
1時間60セントで、1人当り  
2時間です。この場合は技師  
1人、それが技手2人と  
なっております。3名分で  
868、一ドルそれに期末手当  
と、この場合はこれは、

にはいってあります。これが $888$ 、 $1$ ドルのかけるの $100$ 分の $850$ で $8.016$ 、 $1$ ドル。それが $51$ 期未手当て。この場合はこれは、臨時職員の人分になってあります。これは $120$ 、 $1$ ドル。結局 $60$ 、 $1$ ドルずつですか、 $51$ 人分ということですか。それで $120$ 、 $1$ ドルとってあります。これが $100$ 分の $100$ 、 $10$ 割です。それが $51$ 公務員退職年金負担金。これは正規職員だけです。これは $8$ 名分は、いってあります。これが $788$ 、 $1$ かける $10000$ 分の $63$ 、 $10$ ドルで $12$ ヶ月分で $339$ 、 $1$ ドル $83$ セント、それが次に $5$ 項目は医療保険負担金。この場合は吏員の年額は $5$ 、 $376$ 、 $1$ ドルかける $1000$ 分の $16$ で $86$ 、 $1$ ドル $83$ セント。それが職員手当て年額というものがあります。 $3,000$ 、 $1$ ドル。これがかける $1000$ 分の $16$ で $88$ 、 $1$ ドル。それが臨時分~~分~~かはいってあります。これも $6$ ヶ月以上なっていますので、臨時の医療保険かはいりません。これも $880$ 、 $1$ ドルの $1000$ 分の $16$ 、これが $83$ 、 $1$ ドル $83$ セント。

ということですが。それから必要  
費 この外、報償費 これは費目  
存置にしております。それから  
賃金 これは臨時職員に對す  
る給料でございます。60、一  
ドルの一人分12ヶ月で1、800、一  
ドルそれから消耗費 これか5  
0、一ドル組まれております。これは  
第1地区の場合、今度は、最終  
年度でありますので、それから  
登記、それから、確定測量 そ  
ういう時に色々の用紙か  
いる訳でございます。これに  
これを1つ組まれております。それから  
次に1つ節に移ります。燃料費  
この場合も、今度はフルも  
使いますので、燃料費も使  
わなくなる訳でございます。それから  
食糧費 これは捜しまか  
ない料ということになります。こ  
れは工事が大体予定通り  
完了しますと、一応検査を政  
府職員に受けますので、そ  
ういう時に、お菓子を出し  
たり又はコーラを出したり、  
そういう時に使っております。  
印刷製本費 これも第1地区の  
場合は、最終年度に於いて  
この場合も、授地台帳とか、

それから測量計算用紙 とういう  
のか今年度もはいる訳でござ  
います。

それから16節の通信運搬費こ  
れはハがキその他となっております。  
これは第2地区の場合はい  
ろいろ地主に対して連絡し  
たり、あるいは評価委員会に連  
絡したり、とういうことで郵便  
費か出ております。それから、

手数料これは費目存置にして  
あります。それから借料及び

損料これはその中には筆耕  
の翻訳料とあります。これは  
23節の筆耕翻訳料です。

これは色々軍用地に隣接し  
ているものですが、その申請  
方、とういう時に翻訳料とし  
て支払っている訳でございま

す。それから23節の修繕費  
これが費目存置で減になって  
あります。それから25節備品

費これは15、000ドル、これは鉄  
製のマキジャクを1つ購入  
することになっております。それ

から施設費これも費目存置  
になってあります。それから負

担金、これは8、000ドルこれは  
失業保険料か、それだけなっ

あります。臨時職員の内分です。  
それ以外、保険料、それも費目存  
置になっております。  
次の二項の1目、評価委員会費、こ  
れは第3地区の評価も大体換  
地も終りまして、それ以外、換  
地後の評価に拘りますので、  
その時の委員会費のその報酬  
とそれ以外、旅費でござります。  
報酬の場合もグループの人数  
で7回ということになります。  
同じく旅費もこれと同じ値  
段です。それ以外、換地費79  
83、ドル、これは測量設計費  
の委託費、その節ですが、そ  
れが委託費が7983、ドル  
となっております。確定測量の  
時に支払うこととなります。  
次の3項の工事費ですが、  
これが84、978、ドル、その  
1目の整地費、これが1588、  
ドル、賃金か1、ドル、それ  
以外、11節の消耗品費、これ  
は職員の仕事服、それ以外、  
作業靴、その他となっております。  
それ以外、燃料費、これが  
1、ドル、光熱費、その燃料  
費も光熱費の場合もこれ  
今、現在、使っておりますので



107  
費目存置にしてあります。それから  
広告料ということになってあり  
ます。これはる新聞者に出す  
予定で100、一ドル組んであり  
ます。それから借料ほか損料  
これは第る地区のブルは売ります  
んで。それで残る道路の整  
理の場合、地ななしの場合、  
側溝も出来てありますので、  
ブルではどうも運転手も1人  
だし、結局、売ることになっ  
ない訳なんです。それで今、整  
地する時に重機はいる訳な  
んですか。この場合はブルでじ  
ゃなくて、タイヤのついたショ  
ベルとこれは結局側溝もいた  
めないし、それがいよいよな  
いかということ、ショベルを  
借料する予定になってありま  
す。それから台かトラック、大型  
トラックこの場合はザリ運搬  
なんか、それもいると思います。  
それもるる時間組まれてあり  
ます。それから修繕費これも  
費目存置、それから、工事請  
負費これも費目存置になって  
あります。それからるるの辰材  
料費これは測量の時に使  
うくぎ、あるいは測量費そ

ういうことになっております。それが  
か 8の 施設費 これも 施設費  
にはいりませぬので。これも費目  
存置 にしてあります。次の8日の  
道路橋梁費 これか 83, 829-  
ドル、そして 節の8が 工事請  
負費 83, 829-ドル これは 街  
路工事 又本 その内訳は そこに  
は 書いています。12 それか 5  
13, 81の1, それか 5! 31号の  
道路工事、それか 5! 間知フ  
ロック工事 これもは 書いてお  
ります。補償費も 費目存置 して  
あります。それか 5! 公債費 此  
れか 31.5 x 7-ドル 元利償還金  
それか 元利償還金の 利子か  
8.5 x 7-ドル、これは 起債の  
59,000-ドルの 利息で あり  
ます。下にこの 説明に ありま  
すように、59,000-ドルは 結  
局、91日分 で 利子か 1,073.  
ドル 80セント、これは 91日とい  
うのは、結局、8月かか 5月、  
6月までの 利息 ということに  
なっております。下の 89,000-  
ドルというの、この 6月まで  
は、59,000-ドル 借りて、その  
6月には 30,000-ドルは 返え  
す ということ であります。この

30,000,-ドルはどこから来るかと  
言いますと、これは68年度分の  
替費地がある訳です。これが  
53,500,-ドル予定になってあ  
りますけど、それがまたやっ  
てありませんので、それが出来  
ればこれも当てて、これを返え  
したいと言う訳、結局、6月に  
返えすつもりで、これは59,000,-  
ドル利子が結局91日分とい  
うことで返えされた後の29,0  
00,-ドルが結局、翌年の3月  
までで、結局、25日の利  
息で1,873,-ドル20セントという  
ことになってあります。それが5.  
29の償還金、これが29,000,-  
ドルこれは残る訳です。それ  
が予備費が3,586,-ドル  
この予備費の場合、5よっと多  
いようですけど、上の元利償  
還金の30,000,-ドルそれが  
また6月に処分するつむりの  
替費地が出来なければ、出  
来ない、解さんということ  
で予備費の中にこれも利息は含  
まれる訳でござります。そ  
れだけでなく、この予備費の  
中には、又、前の印刷製本費あ  
れも現在のところ、また色々

使うのも予想されますので、  
それもその中に予備費の中  
いれてある訳です。以上簡単  
ではございませんか。これで  
私のご説明を終わらして  
いただきます。

議長

本案に対する質疑を許します。

1番

予算範囲に関する詳しい  
事は新めてお尋ねしますか。  
上程なされた理由、1～2点  
だけお尋ねいたします。  
一般会計予算とも関連いた  
しますか。予算案を組む時  
にです。皆さんが収入の  
中にいれる政府補助金、政  
府支出金でもよろしいと思  
いますか。この額は次年度は  
いくら、いくらで、という事  
業をするんだと、政府が補  
助だと、この金額はどうい  
ふふうにどこか費用を問  
いたたすか。

都計課長

この政府貸出金の場合、

結局、政府としては、工事高によって払うということになっておりますので、結局、今こゝに計上しました、28,000、一ドルの結果はこれが確実に決った訳ではなくて、69年度分の工事高が、終つて、そしてその出来高によって、これは払うと、結局、その工事に対して果してそれだけの資金がかかたかです。それを向こうか検査をして、そして認めて始めて支払うようになっております。

1番

1例ですか、例えば28,000一ドルでございますね。その場合に政府もそれなりの負担が計上されてあると思ひます。その場合に問い合わせは文書でなされるのか、口頭で電話でなされるのか。

都計課長

普通、これは電話で連絡してあります。

1番

電話で。

都計課長

はい、結局、政府の補助金  
というのは、指令が出ない  
とはっきりしないものですか。

1番

この28,000、-ドル以外にで  
すね、もっと予定されたもの  
がありますか。

都計課長

第2地区でですか。

1番

政府からの補助金。

都計課長

いや、これだけです。

1番

皆さんがこの予算案を立て  
る場合の政府も皆さん知っ  
ていた政府の補助金28,000  
-ドルと現時点における、あ  
の当時は28,000、-ドル計画  
しておいたけれども、現在も  
やはりそれ以外には考えさ  
れなくて、同じような28,000、-

113  
ドルですか、予算を組む時点と現時点とは補助金に対して差がございませうか。

都計課長

これは結局、工事今現在ですね。先きも申し上げましたけど、政府の補助金という、その本質がですね。結局、最後の出来高とその工事全体の内容をですね。検査してですね。で果して、それだけの資金かはいったか、かかったかですね。それだけの資金で出来なければ、それは当然出来なかったと、そういう検討して始めてそれを知らされるんで、結局、我々が、今これだけ入り用だと言っても結局、はですね。第2地区の予算は最終段階でですね。精算の段階ですね。最後の段階でしかはっきりした額は政府も示めさないと思います。ということは、これは補助か丁度、50%となっておりますので、その結局、50対50はですね。両方の示し金額が合うように、言うこととござい

114  
います。最終的には、これは工事が全部終って、精算の段階でない、と、政府の貸出金は引きだせません。

1番

それじゃですね、詳しくお聞きますか。8,000、一ドルという額はですね。政府の予算計画に立ってますか。

都計課長

これは向こうか連絡してやっておりますから、それはやってあると思います。

1番

やってある。

都計課長

はい、一応向こうに確かめてから。

1番

それ以外には、

都計課長

それ以外の知らせですか。政府からですか。ございません。



1番

はっきりいえますか。

都計課長

はい、第二地区に於いては、ご  
がいませぬ。

16番

次年度で第一地区の一応仕  
事が完了すると、いうことでは  
あるけれども、仕事のいわゆる  
95%の完了する時点はい  
つですか。

都計課長

95%といたしますと、今、いっ  
ごとそれは私から申  
上げられません。

16番

どう言う訳で、あなたかた  
は、予算を組む段階に於い  
て、大体、来年度で全部完成  
するから、どの時点まで作業  
をおえる、そして、予算年度代で  
完成します、完工するんだという  
目標があってはじめて、予算  
というものは組めるはずだか

それが申し上げられることに答えられないということは、どういう事ですか。

都計課長

95%になるのは、いつまでということですか。

議長

定刻、8時であります。日程がまた、終つておりませんので、時間を延長したいと思ひますか。ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ないと認めます。よつて時間を延長いたします。

16番

じゃ、話を質問を具体的に申し上げますか。現在換地処分は仮換地であつて、それが本換地になる、いわゆる地籍の確定、そういった時点はいつか、また解りませんか。それは、それじゃ、外に質問を変えます。この予算の説明書

みますと、需要費の1,935,-ガルの  
の中に、宅地及び家屋登記申  
告用紙購入代というものが  
ありますね。この場合、家屋  
まで市が面倒をみなくちゃい  
けないなにかあるのか、とい  
うことは私が考えるには区画  
整理である上は、その公簿  
上のいわゆる統制、新しく  
地籍が変わる、そう言った面  
の手続きとして当然土地の  
問題は出てくると思うんだが  
家屋の問題は私ないと思う  
んだが、何故家屋が出てく  
るか、それと、1つ1つ答えて  
下さいませ、あるんですか、実  
際に。

都計課長

第二地区と申しますと、この  
庁舎もなる訳ですけど、第  
二地区の家屋といいますが  
です。

16番

家屋には別に区画整理をやっ  
たことによつて、別に変動は  
ないはずですよ。

都計課長

これは地盤のあれで、改正  
でですぬ。そういうことが出  
くると思います。

16番

外の地点も変わる訳ですか。

都計課長

はい、才二地区は全部変わ  
ります。

16番

庁舎も変わるんですか。庁舎  
は才二地区の中にはいってお  
りませんよ。野嵩知念堂原で  
すぬ。新城西原その部分に  
ついては変動はあると思いま  
すけれど。外にもありますか。

都計課長

前筋原もはいつていますぬ。前  
筋原に今、現物が立っています。  
その家屋が結局、今度の地盤  
改正でそれにはいる訳です。

16番

じゃ、公簿上の問題でありま  
すぬ。結局、完了するのは、いつの

時点ですか、それと区画整理法ではその工事にかかるという、その地域の物件、変動というものは、いわゆるストッフオされるそういった面でのいわゆる登記所との連けいはどの程度たもっておるか。

都計課長

これはその点はまた聞いておりませんで。

16番

答弁出来なければ、次の予算の段階に於いて、答弁して下さい。関連いたしますので市長にお聞きいたします。新城の土地区画整理に於いて、実質的には替費地が処分されておりますけども、現在登記出来ません。そういった面における行政指導は市としてやっておられるかどうか、いつの時点にそういう問題が解決されるようにあなたかたとして指導するか、そこへんを答弁願います。今後市長の施政方針の中にも地域、いわゆる地まき

137  
主体とした地主組合によるど  
ろの区画整理を遂行してい  
くんだ"という施策もあります  
ので、それと関連してこれは  
重要事項だ"と思います、よろ  
しくお願ひします。

中長

ご説明申し上げます。今おっ  
しゃふれるところの、あるいは  
普天間地区でもそうでありま  
すか。新しく調査して今回  
面を作成しておりますので、そ  
の登記が完了するのは、い  
まのところ今いつということ  
には、決定されておられません  
ので、今後それは早目にやれ  
るように折衝したいと思ひ  
ますが、まだ確定のいつごろ  
に確定するだろうと、いうこ  
とはまだなっておりません。

16番

今後のそういった組合施行  
という段階に於いて、今申し上げ  
たような点は、どう言う風  
に指導して、そして権利変  
更というのは、非常に大きな  
問題であります。これは直接

当該人に関しまして、大きな利害  
関係が生ずる問題であります。  
そういった問題をスムーズに処  
理しないという結果的には  
大きな問題が発生するんじ  
ゃないかということも憂慮す  
る訳ですが、当局としては、  
いかような得策をお持ちなの  
か。

市長

こちらの区画整理は勿論で  
あります。こういった問題は  
どうしても敗滅するよう  
にまた、今のところやっておりませ  
んの。今後おついにやりた  
いと思っております。

16番

はっきり申し上げまして、普天  
間登記所が今とまどっております。  
第二地区の問題で、そういった  
問題はありなから、当然、これ  
は区画整理法の法の中にあ  
りなから、何故、そういう風に  
納得してないのか、どうか、  
一体、どうなっているのかと、  
私、質問されて、それは、  
解かないよ、市長のところにい

130  
って聞きなさいと、いうことを  
私申し上げました。そこが7ん  
は十分に優位されて、そう  
言ったいわゆる困難といわゆる  
いろいろな問題がおこり  
ますので、それが未然に防ぐ  
ように、1つ、しっかりやって下さ  
い。

市長

はい、はい。

8番

1款の収入面の替費地処分収入  
昨年がそれ処分されたところ  
もありますか。

都計課長

まだ、ございません。

8番

去年の予算をみました場合に  
は、替費地処分収入 53,500,-  
なっておりますか。今年も5,50  
0,-計上されておりますか。

都計課長

これは前年度に於いては、これ  
は単価の5が、いたと思います。



8番  
単価ですか。

都計課長  
はい、坪単位ですぬ。

8番  
去年よりは今年はこんなに  
差がありますか。5,500.-と53,  
000.-ドルの差がありますか。

助役  
今のご質問はこういうことだ  
と思えますか。現年度のいわゆる  
68年度にですぬ。53,000.-  
ドルの替費地処分を収入に見  
積っております。これはまだ  
契約の段階にいたっておりま  
せんので、処分はまだ1件も  
してございませぬか。調査が  
済みしたんですぬ。いわゆる学  
校敷地購入と関連がござい  
ますので、年度内に契約が出  
来るならばいわゆる年度内に  
執行、いうことで残りの分  
を69年度で計上してある訳  
で、という事です。

8番

68年度内にそれ以外のものは5,500、一ドルム人前のものは、区分出来るという、大体のみとうしはつけている訳で中ね。

助役

これが契約してみなければはっきりした事は解りませんが、6月いっぱいには、一応努力してみると、もし、そうでなければ不用額に落しまして、追加更正をしたいという考えを持ってある訳です。

18番

先ほどの8番議員さんの質問に関連いたします。政府補助金の名8,000、一ドル計上してございりますが、当初予想された補助金額より減額された理由。

都計課長

これはおっしゃる通り計画どおり、当初といたしますが、計画どおり、年度別の資金計画によりますと、37,000、一ドルおまっています。それよりは、少くなくな

っております。

18番

こと、政府支出金の折衝の段階に於いて、只今16番に対する課長の答弁が、かして、電話で連絡してあると言うような答弁でございませうか。ことをあろうに政府が、寄付金を折衝して、もうおと、いう段階で電話で果して通ずるか、どうか。

又、責任ある方じゃなくして、別の職員をこの折衝の段階で政府に出張させたという様な話を聞いております。こういうような事であるか、か、こと間近になって、か、

10,000、一ダルの減という様な結果じゃないかと思ふんだか、そういう面に於いて、こう言う事例があったか、どうか。

又この折衝は市長がやっておるか、それとも課長が係長か、その面の詳しい答弁をお願いします。

都計課長

申し上げます。これは折衝の面は今、係の力でやっております。

146  
ます。おっしゃる通りに課長が折衝やったか、補助金がふえるとか、もかえるとか、それか、係がやったか、それが減ったとか。そう言うことはないと思います。

18番

これは勿いにあります。これは係長ということはいち責任者じゃなくして、当然この計画事業の責任者は市長にあると思うんだが、市長は何回そういう面において、折衝なされたかどうが。

市長

先、課長は電話でやると簡単に申し上げましたか、市長直接も行きました。その工事の関係については係長も課長も行きますし、これは当初の我々の計画は37,000、一ドルいくしたったのですか。その工事量が減ったために28,000、一ドルになつたおる訳でありまして、私が行った回数は相当行つておるんですか。回数何回ということは一、

18番

最近、保留地ですぬ、替費地の額、算定基準、今ままで40、一ドルを政府は認めておるんだが、これを50、一ドルを言うような事はなかつたか、どうか、政府としての算定基準でですぬ。

市長

政府としてはですぬ。少し我々の算定基準よりもある程度高くみております。

18番

高くみて今になって、いわゆる事業のまきわになってから政府代用ということは、いわゆるこれは政府の大きな地方自治体を圧迫するというような原因になっていきますか、たが、初期の目的である、事業遂行するために於いては、政府も当然、これは約束を履行する大きな義務がある訳です。そう言う裏には事業執行者である市長は当然、補助金として、約束された額は、この折衝を、強努力に、して、も、さう

べき要素があると思いませんか  
市長はどう考えておりますか。

市長

これは外の補助金と5か  
ましてその事業によって補助  
金かきまる訳でありますし、又  
その保留地を売ってそれを差  
し引いた半々に補助金かなり  
ますので、外の排水とかある  
いはそう言った事業面の補助  
金とちょっとおちむきか違  
いまして、非常に問題につ  
いては難つかしい問題か多  
い訳な  
んです。

18番

今後の工事変更かありうる  
予想されますか。今度の事業遂  
行に於いて、政府との折衝の  
か収あい。これは今市長か持  
ってある計画どあり、進められる  
ような時点にきておられるか、  
どうか。それとも、又政府か  
その変えると言うことにならば  
又、引きさかかって政府のいな  
りになるのか、どうか。市長の  
意志といいますか、その面  
の見解を。

市長

勿論、これは充分折衝をして、立派な工事をやってその補助金も沢山もかう訳なんですか、もかうように折衝しますけれども、先申し上げましたように、この保留地の格価が引いた金額になりますので、この8,000,-ドルの予算計上されているものについては、それに近い数字が必ずできるようにあるいはそれ以上できるように努力はいたしたいと思っております。

18番

次は先ほど16番議員に対して、課長は工事完了か次年度で終わっているような事であるんだが、実際には計画案これか何月までには、何パーセントは、完了すると、言うような計画を立てるべきであると思うんだが、それが全然なされていないと、今後この予算を審議すべき時点でいいんだが、計画案を提出するように要望しておきます。

市長

これは私から指示して何月までに、どうするということか。毎年予算議会を終わってから市長にたさせておられますか。これ議会中にそういうことをさせるつもりです。





16番

この計算說明書を提出する。1款  
 7. 4款と工事7.10 替費地租12に  
 15. 7. ありつに 說明書7.10 保留地  
 とありつと7. 7. 4. 替費地と保留  
 地と7.10 大分違ひす。  
 替費地は第(7)に規定するに意味下  
 7. 保留地と11. 5. 15 ありつ(消)人  
 7. 15. 7. ありつと11. 5. 意味7. 7. 5.  
 7. 7. ありつと7. 7. 5. 7. 7. 5. ありつ  
 7. 7. ありつと7. 7. 5. 保留(その12. 5. 500  
 7. 7. 5. 11. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5.  
 7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5.  
 7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5.

17番

この替費地租(11)款7. 7. 5. 7. 7. 5.  
 15. 7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5.

16番

12. 11. この5. 500 7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5.  
 (7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5.)

18番

面積が 1377坪7. 7. 5.

2番

1款7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5. 7. 7. 5.  
 この計算を提出する。1款7. 7. 5. 7. 7. 5.

区の仕事は全部終了であること  
 11月2日の請求書が、この計算を全  
 部終了するとの考えであるが、  
 この計算を全部終了であることは  
 11月2日の請求書に、44に(特  
 別) としての計算事項(注)として  
 計上されたこと、この請求書の  
 添付書類には、他にないものがある  
 こと、また、この請求書の計算事項  
 3と11の計算の進捗状況があること、  
 70年度には、この計算事項を請求  
 するとの考えがあること。

都計簿

上記の通りである。この計算書は  
 70年度終了時点で、認められている。  
 44に(特別)として計上された  
 計算事項は、この請求書の添付  
 書類の請求書の請求事項に  
 記載されていること。

2番

準備金として、11月2日の  
 請求書に、44に(特別)として  
 計上されたこと。

都計簿

11月2日、81に計上された  
 44に(特別)として計上された  
 11月2日、境界線の図に、44に(特別)  
 として計上されたこと。44に(特別)  
 として計上されたこと。70年度  
 11月2日、81に(2)として計上  
 されたこと。

を算の方に使用させようとした。
(1) ことと、折衝の段階で、
8" の石は、(1) とあつた。
折衝の計算には、その日、
たつと、結向、向、の境界、
なり、と、折衝、価値、
その日、40 に、

香

(1) 延、

都計簿

300 米、

香

予定、
(1) 全部、
(2) 全部、

議

休憩、
(1) 10、
(2) 10、

11 香

ほどにあつた、
この事業、
(1) 事業、
(2) 事業、
(3) 事業、
(4) 事業、
(5) 事業、
(6) 事業、
(7) 事業、
(8) 事業、
(9) 事業、
(10) 事業、



水収

概算の資料を調査の中し上げると  
了国熱河事業の調査計画により  
政府と調整して計画する  
政府補助金の10% 10% 48% 10% 10% 10%  
その他を31%とする、そのうち計算  
7. 10% 10% 10% 10% 10% 10%  
と67% 10% 3.46% 10%

11 番

年度別10.11.11. 7. 7. 5. 10.10. 5.11

水収

市営事業の10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%  
年度に10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%  
うこと10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%  
政府と市 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%  
10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%

11 番

10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%

水収

10.11. 市 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%  
10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%  
10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%

11 番

10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%

2/4 議

59,000 千圓 7.5

11 番

59,000 千圓 繰上仕入 10 年 5.5 年  
7.5 年 5.

2/4 議

繰上仕入 17/1 年 5.5 年 1.2 年 1.2 年  
市の繰上仕入 繰上額 126,518 千圓

11 番

今年度 繰上 繰上 繰上 繰上 繰上 繰上  
5.5 年 5.5 年 5.5 年

2/4 議

4.5 年 12 年 12 年 12 年 12 年 12 年  
5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年  
11.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年  
5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年  
一般仕入 1.2 年 1.2 年 1.2 年

5.5 年 1.2 年 1.2 年 1.2 年 1.2 年 1.2 年  
11.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年  
5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年  
11.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年  
5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年  
11.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年  
5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年  
11.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年 5.5 年





本邦を以てありし。1861年  
 には、江戸上りありし人。4410番  
 名あり。本邦遊人ありしは  
 41。その本邦的に進んであり  
 せん。前記の如く(註)は、(註)  
 序に記しありて、本邦に  
 ありせん。將來の考は、予  
 に考てありし。

3 番

今、107題に於て、  
 今、後の正統御事業に  
 市は、如く(註)を  
 事業をさす。是れは、  
 1. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840. 841. 842. 843. 844. 845. 846. 847. 848. 849. 850. 851. 852. 853. 854. 855. 856. 857. 858. 859. 860. 861. 862. 863. 864. 865. 866. 867. 868. 869. 870. 871. 872. 873. 874. 875. 876. 877. 878. 879. 880. 881. 882. 883. 884. 885. 886. 887. 888. 889. 890. 891. 892. 893. 894. 895. 896. 897. 898. 899. 900. 901. 902. 903. 904. 905. 906. 907. 908. 909. 910. 911. 912. 913. 914. 915. 916. 917. 918. 919. 920. 921. 922. 923. 924. 925. 926. 927. 928. 929. 930. 931. 932. 933. 934. 935. 936. 937. 938. 939. 940. 941. 942. 943. 944. 945. 946. 947. 948. 949. 950. 951. 952. 953. 954. 955. 956. 957. 958. 959. 960. 961. 962. 963. 964. 965. 966. 967. 968. 969. 970. 971. 972. 973. 974. 975. 976. 977. 978. 979. 980. 981. 982. 983. 984. 985. 986. 987. 988. 989. 990. 991. 992. 993. 994. 995. 996. 997. 998. 999. 1000.









議案第30号. 議案第24号 25号. 26号  
 40号. 42号 につきましては、四月の  
 本会議にあり、継続すること  
 にして、そのうち、本議会の常任委員  
 会の方に対して、そのこと、思はす。  
 (4) 本議会の常任委員会の方に対して  
 (2) と、思はす。

議案

議案第30号 1969年度直野市  
 市固有水面の増設事業。特別会計  
 に入ること、つきましては、建設委員  
 会に、そのこと、思はす。

議案第24号 直野市職員の高  
 5に、(新) 32歳以上の一部を、改定する  
 案、そのこと、つきましては、建設委員  
 会に、そのこと、思はす。

議案第25号 直野市新築面積1800  
 平方メートル、そのこと、つきましては、建設委員  
 会に、そのこと、思はす。

議案第26号 直野市常任委員  
 会、そのこと、つきましては、建設委員  
 会に、そのこと、思はす。

議案第40号 直野市職員の高  
 5に、(新) 32歳以上の一部を、改定する  
 案、そのこと、つきましては、建設委員  
 会に、そのこと、思はす。

議案第02号 1968年度直野市  
 水当用事業、そのこと、つきましては、建設委員  
 会に、そのこと、思はす。

(里港は(6075))

議 答

市里港の25"と7"以上の区々  
付添子とことし決意"を187.  
8月15日と7"に報告"を433付、  
のり"187.

議 答

以上と7"4日"の日付は12部  
全部"を11"18"18"と7". 4日"の  
里港"は4"を8"と7"ことし11"を  
187.  
尚、2月12日と17日"の7"10"を11"  
西(市)"11"187.

答(1782)は(810)